介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム　つつじ山荘運営規程

第１条　この規程は、社会福祉法人双友会が開設する特別養護老人ホームつつじ山荘（以下「本施設」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第２条　本施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護・相談及び援助・社会生活上の便宜の供与・その他日常生活上の支援・機能訓練・健康管理及び療養上の支援を行うことにより、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　本施設は、入所者の思想及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

２．本施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

３．本施設は、契約者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当・適切に行うものとする。

４．指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

５．本施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

６．本施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとする。

７．本施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図り、研修等により職員の質の向上を目指すものとする。

８．本施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第４条　本施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１．名　称　　介護老人福祉施設
　　特別養護老人ホーム　つつじ山荘

２．所在地　　熊本県菊池郡大津町大字大津２０６１番地

（入所定員）

第５条　本施設の入所定員は、１１０名とする。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第６条　本施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１．管理者　１名
　管理者は、本施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

２．医師　１名　非常勤
　医師は、契約者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。

３．生活相談員　２名
　生活相談員は、契約者又はその家族に対して相談援助等の生活指導を行う。

４．介護職員　３５名以上
　介護職員は、契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる。

５．看護職員　３名以上
　看護職員は、契約者の健康状態に注意するとともに、健康維持のため適切な措置を採る。

６．管理栄養士　１名以上
　管理栄養士は、契約者の食事に関して適切な栄養指導を行う。

７．機能訓練指導員　２名以上
　機能訓練指導員は、契約者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

８．介護支援専門員　２名以上
　介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

９．事務職員　５名以上
　事務職員は、本部施設の総務・経理・庶務全般

10．用務員　１名以上
　用務員は、施設雑用全般

（指定介護福祉施設サービスの内容）

第７条　本施設が行う指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

１．施設サービス計画の作成

２．食事の提供及び介助

３．入浴、排泄等の介助
３．離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
４．機能訓練
５．健康管理
６．相談及び援助
７．栄養管理
８．口腔衛生の管理

（介護）
第８条　介護は、契約者の自立の支援及び日常生活上の充実に資するよう、契約者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
２．本施設は、契約者に対し、その負担により本施設の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。
３．本施設は、１週間に２回以上、適切な方法により契約者を入浴させ、又は清拭するものとする。
４．本施設は、契約者に対し、その心身の状況に応じた適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
５．本施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。
６．本施設は、おむつを使用せざるを得ない契約者のおむつを適切に取り替えるものとする。
７．本施設は、契約者に対し、前各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の介護を適切に行うものとする。

（食事の提供）
第９条　食事の提供は、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
２．食事の時間は、おおむね次の時間とする。
（１）朝食　　午前８時
（２）昼食　　１２時
（３）夕食　　午後６時以降
３．食事の提供は、契約者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

（相談及び援助）
第 10 条　本施設は、常に契約者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第 11 条　本施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

２．本施設は、契約者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

３．本施設は、常に契約者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（機能訓練）

第 12 条　本施設は、契約者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康管理）

第 13 条　本施設の医師及び看護職員は、常に契約者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

２．本施設の医師は、その行った健康管理に関し、契約者の健康手帳の所定のページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

（入所者の入院期間中の取り扱い）

第 14 条　本施設は、契約者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び本施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

（利用料）

第 15 条　本施設が指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各入所（入居）者の介護保険負担割合証に掲載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

２．本施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けるものとする。ただし、食費・居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

（１）居住費（多床室）：　日額　　９１５円

（２）食費　　：　日額　１,５４５円

（３）その他の日常生活費

・ 日常生活の身の回り品：実費（歯ブラシ・化粧品等）
・ 預かり金の出納管理の費用：月額１,５００円（１ヶ月に満たない場合は日額５０円とする。）
・ 私物のクリーニング代：実費（外部のクリーニング店が行うもの）

（４）サービス提供とは関係のない費用

・ 料金を掲示したもの以外に、利用者からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収する。

３．前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、契約者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意について利用者等署名を受けることとする。

４．本施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を契約者に対して交付するものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 16 条　本施設は、指定介護福祉施設サービスに提供の開始に際しては、あらかじめ入所申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 17 条　契約者が指定介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本事項については、サービス提供時に入所者に通知するものとする。

２．契約者は、居室及び共用施設・敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

３．契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシー等のための保護について、十分な配慮をするものとする。

４．契約者は、施設の設備・備品について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

５．契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設・設備の利用方法等を決定するものとする。

（契約者の禁止行為）

第 18 条　契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されないものとする。

一）定められた場所以外での喫煙

二）サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うこと

三）その他の定められた以外の物の持ち込み

（入所退所）

第 19 条　本施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

２．本施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

３．本施設は、入所申込者が入院治療を要する者であること等、入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難であると認めた場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

４．本施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めるものとする。

５．本施設は、契約者について、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。

６．前項の検討に当たっては、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等の従業者の間で協議するものとする。

７．本施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる契約者に対し、その者及びその家族の希望やその者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

８．本施設は、契約者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（入退所の記録）

第 20 条　本施設は、入所に際しては、入所年月日及び入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては、退所の年月日を当該者の被保険者証に記載するものとする。

（受給資格等の確認）

第 21 条　本施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定等の有無及び要介

護認定等の有効期間を確かめるものとする。

２．本施設は、前項の被保険者証に、介護保険法第７３条第２項に規定する認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定介護福祉施設サービスの提供を行うよう努めるものとする。

（要介護認定申請に係る援助）

第 22 条　本施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

（施設サービス計画の作成）

第 23 条　本施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２．施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

３．計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

４．計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

５．計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

６．計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

７．計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
８．計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
９．計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
10．計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
一）定期的に入所者に面接すること。
二）定期的にモニタリングの結果を記録すること。
11．計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
一）入所者が法第 28 条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合
二）入所者が法第 29 条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
12．第２項から第８項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（定員の遵守）
第 24 条　本施設は、入所定員及び居室の定員を越えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（協力医療機関等）
第 25 条　本施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、入院治療を必要とする契約者のために、あらかじめ、次の各号に揚げる要件を満たす協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めるものとする。
一）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
二）施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
三）入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則といて受け入れる体制を確保していること。
２．施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県に届け出るも

のとする。

３．施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

４．施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

５．施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

６．施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

７．協力病院

（１）医療機関の名称：熊本セントラル病院
（２）所　　在　　地：熊本県菊池郡菊陽町大字原水２９２１番地
（３）診　　療　　科：内科　他
（４）電　話　番　号：０９６－３４０－５００１

（１）医療機関の名称：宮本内科医院
（２）所　　在　　地：熊本県菊池郡大津町室５３９-１０
（３）診　　療　　科：内科・循環器内科
（４）電　話　番　号：０９６－２９３－１７００

（１）医療機関の名称：菊陽台病院
（２）所　　在　　地：熊本県菊池郡菊陽町久保田２９８４番地
（３）診　　療　　科：内科・外科
（４）電　話　番　号：０９６－２３２－１１９１

（１）医療機関の名称：菊池郡市医師会立病院
（２）所　　在　　地：熊本県菊池市大字亘３６６番地
（３）診　　療　　科：内科・循環器科
（４）電　話　番　号：０９６８－２５－２１９１

８．協力歯科医療機関

（１）医療機関の名称：なかがわ歯科医院
（２）所　　在　　地：熊本県菊池郡菊陽町津久礼２３２３－１
（３）電　話　番　号：０９６－２３２－４７５５

（衛生管理等）

第 26 条　本施設は、契約者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

２．本施設は、本施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一）本施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二）本施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

三）本施設において、介護職員その他の従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

四）前三号に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 27 条　本施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

一）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとする。

二）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。

三）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

２．本施設は、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

３．本施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

４．本施設は、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 28 条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害や地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行うものとする。

２．防火管理者は、本施設の事務長をもってあて、火元責任者は本事業所内の職場責任者をもってあてる。

３．始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

４．非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

５．非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。

６．防火管理者は、従業者に対して防火教育・消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）　　年２回以上

②利用者を含めた総合訓練　　年２回以上

③地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施

④非常災害用の設備の使用方法の徹底　　随時

７.その他の必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

（虐待防止に関する事項）

第 29 条　本施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 30 条　本施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）は行わないものとする。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２．本施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
（３）介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）
第 31 条　本施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２．本施設は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３．本施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（入所者に関する市町村への通知）
第 32 条　本施設は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞無く意見を付して、その旨を市町村に通知するものとする。
１．正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
２．偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）
第 33 条　本施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護保険者に対して当該介護老人福祉施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
２．居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益収受しない。

（秘密保持）
第 34 条　本施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た契約者又は家族の秘密を漏らさない。
２．本施設は、従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
３．本施設は、居宅介護支援事業者等に対して、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

（会計の区分）

第 35 条　本施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第 36 条　本施設は、設備・備品・従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

２．本施設は、契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

（苦情解決）

第 37 条　本施設が提供する、福祉サービスに係る契約者からの苦情を解決するための体制を整備することにより、契約者の権利を擁護するとともに、契約者の満足度の向上を図り、当該サービスを適切に利用できるよう支援する。また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定ルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進、当該事業への信頼性の確保並びに事業の適正化を図る。

２．提供するサービスに関して保険者からの文書の提出・提示を求め、又は保険者からの質問・紹介に応じ、契約者からの苦情に関する調査に協力する。保険者から、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

３．サービスに関する契約者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、これに従い必要な改善を行う。

（地域との連携等）

第 38 条　運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 39 条　本施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者そのその他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後３カ月以内

（２）継続研修　　年２回

２．事施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方

針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３．この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人双友会と本施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

この規程は、令和１年１０月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年８月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年８月１日から施行する。

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

この規程は、令和８年８月１日から施行する。